

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和50年2月27日）及び資格取得日（昭和51年5月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を昭和50年2月から同年9月までは12万6,000円、同年10月から51年4月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月27日から51年5月1日まで

私は、昭和45年1月から、A社が倒産した52年6月までの間、当該事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、この途中となる申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として、申立期間中も途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和45年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年2月27日に資格を喪失後、同一の厚生年金保険の記号番号で51年5月1日に資格を再取得しており、申立期間に係る被保険者資格記録が無い。

しかしながら、前述の被保険者原票等により確認できる申立期間及びその前後を通じて被保険者資格記録のある元同僚から聴取した結果、「申立人は、申立期間中もその前後と変わりなく、申立事業所で継続して勤務していた。」、「申立人は申立期間中、業務内容や勤務形態が変わったことも無かった。」などと供述するとともに、元事業主の子も、申立人のことをよく知っているとし

た上で、「申立人が申立事業所を途中で辞めて、再び入社したようなことはなかった。」旨供述している。

また、オンライン記録等では、申立事業所における全被保険者のうち、その資格記録が途切れている唯一の元同僚は、「私の申立事業所に係る加入記録が途切れている期間は、私が自己都合で一旦退職し、他の事業所で勤務していた期間に当たる。」と供述していることから、申立人と同様に、継続して勤務していた期間中に被保険者資格を喪失している者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における当該期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間のうち、昭和50年2月から同年9月までは12万6,000円、定時決定の時期の同年10月から51年4月までは11万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和52年6月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。しかし、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の得喪の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から平成5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から平成5年4月まで

私がA町に帰郷した昭和50年5月頃に、私の母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。また、領収書は保管していないが、国民年金保険料は、結婚するまでは母が、結婚後は私の妻が納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和50年5月頃にA町において申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると述べているところ、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、同年10月20日に同町に転入していることが確認できる上、国民年金保険料を納付するために必要な国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された記録は確認できないことから、申立人は、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和57年12月に婚姻した後は、その妻が国民年金保険料を納付していたと述べているが、その妻についても、申立期間を含む婚姻前後の期間は、申立人と同様に国民年金に加入しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は18年間と長期間であり、これだけの長期間にわたって連続して事務処理上の誤りがあったものとは考え難い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、申立人が婚姻するまでの期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親は既に死亡しており、婚姻後の期間の国民年金保険料を納付していたとするその妻は国民年金保険料の納

付についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親及び申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年7月までの期間、53年3月から54年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から同年7月まで
② 昭和53年3月から54年3月まで
③ 昭和62年3月

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、当時同居していた私の両親が納付し、その数年後に私の収入が安定した時期に、立て替えてくれていた保険料の倍くらいの金額を母に渡したことを覚えている。また、申立期間③については、私がA市で、未納となっていた申立期間直後の期間の保険料と一緒に納付したので、申立期間①及び②が未加入とされ、申立期間③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月25日にA市に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できるところ、申立人は、当該払出しの5日後の同月30日に、申立期間③の直後の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できるものの、当該過年度納付した時点で、申立期間①、②及び③は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、その両親が、両親の分と一緒に納付していたと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする両親のうち、そ

の父親は既に死亡し、母親からは聴取できないほか、申立人がその母親に手渡したとする金額は、当時の国民年金保険料額と大きく相違しているなど、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人及びその両親が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 51 年 2 月まで

私は、申立期間当時、A市に居住しており学生であった。その当時、私の父は、郷里のB市で国民年金保険料の集金をしていた。その父が私の国民年金保険料を納付していたことを、父が亡くなってから数年後に、母から聞いたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市で国民年金保険料の集金をしていたその父親が同市で申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間当時、A市に居住していたことが確認でき、当該期間の国民年金保険料は、B市に納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和61年11月21日付けで同年4月に遡って第3号被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は当該資格取得当時の住所地であるC区に払い出されたものであることがオンライン記録により確認できる上、申立期間は、63年2月10日に、20歳到達日に遡って被保険者資格取得記録を追加されたために生じた未納期間であることから、当時は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月13日から35年4月7日まで

私はA社を退職した後に失業保険を受給した記憶は有るが、脱退手当金については請求したことも受給したことも記憶に無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録によると、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年9月22日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に同年6月2日付けで回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社において被保険者資格を喪失した昭和35年4月7日から同制度が創設された36年11月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、脱退手当金を受給していない根拠として、平成元年9月28日に再交付された年金手帳に厚生年金保険記号番号が記載されていることを挙げているが、厚生年金保険の被保険者資格は脱退手当金の受給により喪失

するものの、厚生年金保険記号番号はそのことによって無効となるものでないため、社会保険事務所（当時）が、再交付した年金手帳に脱退手当金支給済みの期間に係る厚生年金保険記号番号を記載することは妥当な事務処理であり、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情には当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 8 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 44 年 2 月 23 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 5 月 10 日から同年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 49 年 3 月 11 日から同年 8 月 1 日まで
⑥ 昭和 51 年 9 月 30 日から 52 年 3 月 1 日まで
⑦ 昭和 57 年 3 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで
⑧ 昭和 60 年 3 月 2 日から同年 5 月 1 日まで
⑨ 昭和 60 年 8 月 21 日から 61 年 5 月 1 日まで
⑩ 昭和 62 年 8 月 21 日から同年 12 月 25 日まで
⑪ 昭和 63 年 2 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
⑫ 昭和 63 年 9 月頃から平成元年 1 月頃まで
⑬ 平成元年 3 月 5 日から同年 9 月 1 日まで
⑭ 平成元年頃から 3 年頃までのうちの 2 年に満たない期間
⑮ 平成 3 年頃から 4 年頃までのうちの 1 年に満たない期間
⑯ 平成 4 年 11 月 21 日から 5 年 3 月 1 日まで
⑰ 平成 4 年頃から 5 年頃までのうちの 1 年に満たない期間
⑱ 平成 6 年頃から 7 年頃までのうちの 1 年に満たない期間
⑲ 平成 8 年頃から 10 年頃までのうちの 2 年に満たない期間

- ⑩ 平成10年頃から11年頃までのうちの1年に満たない期間
- ⑪ 平成11年頃から12年頃までのうちの1年に満たない期間
- ⑫ 平成12年頃の1年に満たない期間
- ⑬ 平成12年頃から13年頃までのうちの2年に満たない期間
- ⑭ 平成13年頃から14年頃までのうちの1年に満たない期間

申立期間①については、昭和38年10月から39年10月までの間、A社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、昭和41年9月から44年7月までの間、B社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③については、昭和44年11月から46年2月までの間、C社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間④については、昭和47年8月から48年6月までの間、D社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間④における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑤については、昭和48年9月から49年7月までの間、E社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑤における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑥については、昭和49年8月から52年2月までの間、F社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑥における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑦については、昭和57年2月から59年1月までの間、G社の営業所で準社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑦における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑧については、昭和59年11月から60年4月までの間、H社で準社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑧における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑨については、昭和60年5月から61年4月までの間、I社の事業場で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑨における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑩については、昭和62年8月から同年12月までの間、J社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑩における厚生

年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑪については、昭和 63 年 1 月から同年 8 月までの間、K 社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑪における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑫については、L 社の営業所でパート又は準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑬については、平成元年 2 月から同年 8 月までの間、M 社の工場で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑬における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑭については、N 社の工場で準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑮については、O 社の事業場でパート準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑯については、平成 4 年 11 月から 5 年 2 月までの間、P 社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間⑯における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑰については、Q 社でパート準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑱については、R 社でアルバイト従業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑲については、S 社の派遣社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間⑳については、T 社の派遣社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間㉑については、U 社でパート準社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間㉒については、V 社の工場で正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間㉓については、W 社でパート従業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間㉔については、X 社でパート従業員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①から㉔までについて、私は各申立事業所で働いており、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社は昭和 40 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適

用事業所ではなくなっており、元事業主も所在不明であることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が氏名を挙げた元社会保険事務担当者は所在不明であるほか、唯一連絡の取れた別の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 2 月 8 日までの間に確認できるのみである。

申立期間②については、B社は昭和 63 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所を引き継いだY社では、当時の関係資料を保管しておらず、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が氏名や姓のみを挙げた複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和 41 年 9 月 8 日から 44 年 2 月 23 日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が昭和 41 年 10 月 7 日から 44 年 2 月 22 日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである。

申立期間③については、C社（現在は、Z社）では、人事記録によると、申立人は昭和 44 年 11 月 17 日に入社し、45 年 10 月 31 日に退職したと記録されている旨回答しており、これらの日付は、オンライン記録と一致する。

また、申立人が姓のみを挙げた複数の元同僚は、オンライン記録では、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できないとともに、別の複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和 44 年 11 月 17 日から 45 年 11 月 1 日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が昭和 44 年 11 月 17 日から 45 年 10 月 31 日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである。

なお、雇用保険の記録では、申立期間③の一部を含む昭和 46 年 1 月 16 日から同年 4 月 19 日までの間、申立人が a 社という事業所に雇用されていた旨確認できることから、念のため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、当該期間及びその前後に、申立人の氏名は見当たらなかった。

申立期間④については、D社は平成12年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から聴取したものの、当時のことは覚えていないと供述するのみで、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が姓のみを挙げた元同僚は連絡が取れず、別の複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和47年8月20日から48年5月10日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、事業所名称は不明であるものの、申立人が昭和47年8月1日から48年5月9日までの間、雇用されていることが確認できるのみである。

申立期間⑤については、E社は平成9年12月15日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が姓のみを挙げた元同僚は、オンライン記録では、加入記録が確認できず、申立人が姓のみを挙げた元店長は連絡が取れない上、別の複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和48年9月21日から49年3月11日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が昭和48年9月21日から49年3月10日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである。

申立期間⑥については、F社（昭和62年6月1日、b社c営業所へ名称変更）は平成7年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本では、b社も17年7月17日付けで清算終了登記が行われている上、申立人が姓のみを挙げた元所長は既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が姓のみを挙げた複数の元同僚は、オンライン記録では、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できないとともに、別の複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和49年8月1日から51

年9月30日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が昭和49年8月1日から51年9月29日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである上、申立事業所が加入しているd厚生年金基金（現在は、e年金連合会）では、中脱記録照会により、申立人が49年8月1日から51年9月30日までの間、同基金に加入していると回答しており、これらの日付は、オンライン記録と一致する。

申立期間⑦については、G社は昭和58年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所を引き継いだとするf社では、外務職員人事記録により、申立人が56年11月11日にg営業所へ入社し、57年2月28日に退社しているとした上で、当時の社会保険関係資料を保管していないことなどから、申立期間⑦における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が姓のみを挙げた元同僚は、オンライン記録では加入記録が確認できない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和57年2月1日から同年3月1日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立期間⑦に係る記録は見当たらない。

申立期間⑧については、H社では、「社会保険個人別カード」により、申立人の入社日は昭和59年11月7日、厚生年金保険の資格喪失日は60年3月1日と記録されている旨回答しており、これらの日付は、オンライン記録とほぼ一致している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、連絡の取れた複数の者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和59年11月7日から60年3月2日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が昭和59年11月7日から60年3月1日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである。

申立期間⑨については、I社（現在は、h社）では、当該事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「同被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日を、オンライン記録のとおり、それぞれ昭和60年5月20日、同年8月21日として届け出ている旨回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、唯一連絡の取れた者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無について

の供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和 60 年 5 月 20 日から同年 8 月 21 日までの間に確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が昭和 60 年 5 月 20 日から同年 8 月 20 日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである。

申立期間⑩については、J 社は平成 8 年 12 月 11 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、唯一連絡の取れた元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑩に係る記録は見当たらない。

申立期間⑪については、K 社では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、連絡の取れた複数の者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人が昭和 63 年 1 月 23 日から同年 2 月 25 日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである。

加えて、申立事業所が加入している i 健康保険組合 j 支部では、申立人が昭和 63 年 1 月 23 日から同年 2 月 26 日までの間、同組合に加入していると回答しており、これらの日付は、オンライン記録と一致する。

申立期間⑫については、L 社では、当該事業所が保管する社会保険関係資料の中には、申立人に関するものは無いとするとともに、これら以外には当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が姓のみを挙げた複数の元同僚は、オンライン記録では、いずれも加入記録が確認できないとともに、申立人が氏名を挙げた元同僚に聴取した結果、「時期は覚えていないものの、私は 1 年に満たない数か月間、申立事業所の運転手だった申立人と一緒に勤務していたことを覚えている。」としながらも、「申立事業所では当時、厚生年金保険に加入するか否かについて、希望者のみの選択制を採っていた。昭和 62 年頃に入社した私は、平成 3 年 10 月から厚生年金保険に加入しており、それまでの間は、自ら国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、雇用保険の記録では、申立事業所に係る記録が確認できない。一方

で、当該記録では、申立期間⑫の一部を含む昭和 63 年 12 月 19 日から平成元年 1 月 31 日までの間、申立人が k 社（平成 2 年 6 月 5 日に、1 社から商号変更）に雇用されていた旨確認できるものの、当該事業所は平成 22 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

申立期間⑬については、M 社は平成 4 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所が商号変更し現存している m 社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、唯一連絡の取れた者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人が平成元年 2 月 1 日から同年 3 月 4 日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できるのみである。

加えて、申立事業所が加入している n 厚生年金基金では、加入員台帳により、申立人が平成元年 2 月 1 日から同年 3 月 5 日までの間、同基金に加入していると回答しており、これらの日付は、オンライン記録と一致する。

申立期間⑭については、N 社では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が姓のみを挙げた元所長や、連絡の取れた別の複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑭に係る記録は見当たらない。

申立期間⑮については、O 社（現在は、o 社）では、当該事業所が保管している当時の組織図及び住所録の中には、申立人が正社員であったことを示す記録は無いとした上で、正社員以外の従業員は当時、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、連絡の取れた複数の者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑮に係る記録は見当たらない。

申立期間⑯については、P 社は平成 10 年 11 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は連絡が取れない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に同社を引き継いだとする同一名称の P 社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、連絡の取れた複数の者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑯に係る記録は見当たらない。

申立期間⑰については、Q社（現在は、p社）では、当該事業所が保管している労働者名簿、及び平成3年から6年までの間における厚生年金保険の資格取得届の控えにも、申立人の氏名は無い旨回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、連絡の取れた複数の者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑱に係る記録は見当たらない。

申立期間⑲については、R社では、当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の勤務実態は不明としながらも、保管している当時の厚生年金保険資格取得手続に関する控えの中には、申立人の氏名は無いとした上で、短期アルバイトやパート従業員は当時、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

また、申立人が姓のみを挙げた元上司は、オンライン記録では、加入記録が確認できないとともに、連絡の取れた別の複数の者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑳に係る記録は見当たらない。

申立期間㉑については、S社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

なお、念のため、申立人が派遣先としたq社の支店へ照会したものの、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間㉒における申立人の勤務実態等は不明と回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間㉓に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間㉔当時における住所地のr市及びs市ではそれぞれ、当該期間の一部に当たる、平成8年8月8日から同年11月2日までの期間、及び同年11月1日から9年9月15日までの期間に、申立人が国民健康保険に加入している旨回答している。

申立期間㉕については、T社では、平成8年以降作成している厚生年金保険に加入させた従業員に関する名簿の中には、申立人の氏名は無いとした上で、この名簿以外には当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間に

おける申立人の勤務実態等は不明と回答している。

また、申立人が姓のみを挙げた元同僚は、オンライン記録では加入記録が確認できないとともに、唯一連絡の取れた別の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑩に係る記録は見当たらない。

申立期間⑪については、U社では、当該事業所が保管している資料により、申立人が、申立期間⑪とは大きく異なる平成14年6月3日から同年10月12日までの間在職していたと回答した上で、「配達担当として採用した申立人は、1日4時間労働の短時間勤務者であったので厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、オンライン記録では加入記録が確認できないとともに、連絡の取れた別の複数の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑫に係る記録は見当たらない。

申立期間⑬については、V社では、保管している厚生年金保険の資格取得及び喪失に関する届書（控）及び離職票発行簿の中には、申立人の氏名は無いと回答している。

また、申立事業所における当時の元同僚のうち、連絡の取れた複数の者に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑭に係る記録は見当たらない。

申立期間⑮については、W社は平成19年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所を引き継いだとするt社では、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が姓のみを挙げている元上司二人について、t社に照会したものの、申立期間⑯当時、そのような姓の者はいなかった旨回答している上、唯一連絡の取れた別の元同僚に聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間⑰に係る記録は見当たらない。

申立期間⑱については、X社は平成15年2月27日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も当時の関係資料を保管しておらず、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所における当時の複数の元同僚とは連絡が取れないことから、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立期間④に係る記録は見当たらない。

申立期間⑧から④までについては、オンライン記録では、これらの期間の全部又は一部を含むこととなる平成5年10月から8年8月まで、及び9年7月から14年8月までについては、申立人が国民年金の被保険者となっている上、国民年金保険料が法定免除となっていることが確認できるため、これらの期間中に、各々の申立事業所で厚生年金保険に加入していたとする申立人の主張は不自然である。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。